

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 9 年度
計画主体	小豆島町

小豆島町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 小豆島町役場 農林水産課
所在地 香川県小豆郡小豆島町池田 2100 番地 4
電話番号 0879-75-1900
FAX番号 0879-75-1522
メールアドレス olive-nosui@town.shodoshima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、ニホンザル、カワウ、イノシシ、タヌキ、ヌートリア
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	小豆島町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	野菜、水稻、果樹	5.6ha 860千円
ニホンザル	野菜、水稻、果樹	5.59ha 1,001千円
カワウ	魚類、甲殻類	220千円
イノシシ	野菜、水稻	3.83ha 693千円
タヌキ	野菜、水稻、果樹	1.75ha 173千円
ヌートリア	野菜、水稻	0.2ha 20千円

(2) 被害の傾向

ニホンジカについては、特に、中山、三都、西村、神懸通地区において農作物被害が発生し、人里に定着している個体数が多いと思われる。

ニホンザルについては、特に、中山、西村、池田、三都、神懸通地区において農作物被害が増加しており、目撃情報から複数の群れになって行動していると思われる。

カワウについては、苗羽地区、三都半島等で魚類の捕食等の被害が出ている。

イノシシについては、21年度から農業被害が発生するようになり、23年度に54頭、24年度は66頭、25年度は139頭、26年度は463頭、27年度は569頭、28年度は1,144頭を銃器及びわな等により捕獲している。捕獲数が年々増加しており、今後も被害の増加が予想される。また、これまで生息が確認されていなかった地区の民家周辺にまで頻繁に出没するようになっており、生息範囲が拡大している。

タヌキについては、特に西村、池田地区において果樹、野菜等の被害が多い。市街地にまで出没することもあり、生息範囲が拡大しているものと思われる。

ヌートリアについては、特に蒲生、池田、中山、二生地区で農作物の食害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣別被害	指標	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成31年度)
ニホンジカ農作物被害	野菜、水稻、果樹	5.6ha 860千円	4.5ha 700千円
ニホンザル農作物被害	野菜、水稻、果樹	5.59ha 1,001千円	4.5ha 800千円
カワウ漁業被害	魚類、甲殻類	220千円	200千円
イノシシ農作物被害	野菜、水稻、果樹	3.83ha 693千円	3.0ha 550千円
タヌキ農作物被害	野菜、果樹	1.75ha 173千円	1.0ha 100千円
ヌートリア農作物被害	野菜、水稻	0.2ha 20千円	0.1ha 10千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	地区猟友会と連携し、くくりわな及び銃器によるニホンジカ、ニホンザル、イノシシの捕獲を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民家周辺では銃器による捕獲ができない。 ・ 銃免許所持者の計画的な育成を図る必要がある。 ・ わな猟免許所持者がいない地区で被害が発生している。
防止柵の設置等に関する取組	中山、三都、西村地区においては、農地の周りにニホンジカの侵入防止ネットを設置している。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な下草管理が必要。な事 ・ 電気柵の場合、漏電に気を使う。 ・ ニホンジカ、ニホンザル等の侵入防止には効果的だが、維持管理に経費と労力を要する。

(5) 今後の取組方針

毎年増加している有害鳥獣を組織的、計画的に捕獲することにより、適正頭数での共存を図る。

計画

- ◎ 鳥獣被害対策実施隊による捕獲等を実施する。
- ◎ 捕獲と防止柵の両面での被害防止対策を推進する。
- ◎ 他町と連携して一斉捕獲を行う。
- ◎ ニホンジカの一斉捕獲を適期に実施し、効率的な捕獲を実施し、被害の減少を図る。なお、ニホンジカ対策については、小豆島地域ニホンジカ有害鳥獣捕獲検討会で具体的な対策を検討し、実施する。
- ◎ イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の捕獲について、わな等の機材の支援を図る。
- ◎ 獣害に強い集落環境管理を実践するため、地域住民の意識改革による被害防除体制の確立に向け取り組む。
- ◎ 初心者狩猟講習会等を開催し、狩猟免許所持者の事故防止と捕獲技術向上に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

小豆地区猟友会会員113名（銃猟免許所持者33名、わな猟免許所持者110名）で編成した鳥獣被害対策実施隊により捕獲等を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	ニホンジカ ニホンザル カワウ イノシシ タヌキ ヌートリア	集落単位での狩猟免許の取得を推進し、捕獲者の確保に努めるとともに、技術向上講習会の開催や、箱わな、くくりわな等の捕獲機材の整備に取り組む。

30	ニホンジカ ニホンザル カワウ イノシシ タヌキ ヌートリア	集落単位での狩猟免許の取得を推進し、捕獲者の確保に努めるとともに、技術向上講習会の開催や、箱わな、くくりわな等の捕獲機材の整備に取り組む。
31	ニホンジカ ニホンザル カワウ イノシシ タヌキ ヌートリア	集落単位での狩猟免許の取得を推進し、捕獲者の確保に努めるとともに、技術向上講習会の開催や、箱わな、くくりわな等の捕獲機材の整備に取り組む。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
「香川県第12次鳥獣保護管理事業計画」、「香川県第二種特定鳥獣管理計画」及び過去3年間の捕獲実績に基づき、設定する。
ニホンジカについては、香川県が3年ごとに実施するモニタリング調査等の結果を参考にするとともに、香川県みどり保全課と協議し、適正かつ計画的な捕獲を実施していく。ニホンザル、カワウ、イノシシ、タヌキ、ヌートリアは被害状況に応じて適正な捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
ニホンジカ	1000	1000	1000
ニホンザル	250	250	250
カワウ	50	50	50
イノシシ	1300	1300	1300
タヌキ	200	200	200
ヌートリア	50	50	50

捕獲等の取組内容
銃器により、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ、イノシシを被害状況に応じて捕獲する。
くくりわな及び囲いわなにより、ニホンジカを被害状況に応じて捕獲する。
くくりわな及び箱わなにより、ニホンザル、イノシシ、タヌキ、ヌートリアを被害状況に応じて捕獲する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
小豆島町全域	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	ワイヤメッシュ柵 5,000m 電気柵 2,000m	ワイヤメッシュ柵 5,000m 電気柵 2,000m	ワイヤメッシュ柵 5,000m 電気柵 2,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ	追い払い活動の推進
30	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ	追い払い活動の推進
31	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ	追い払い活動の推進

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

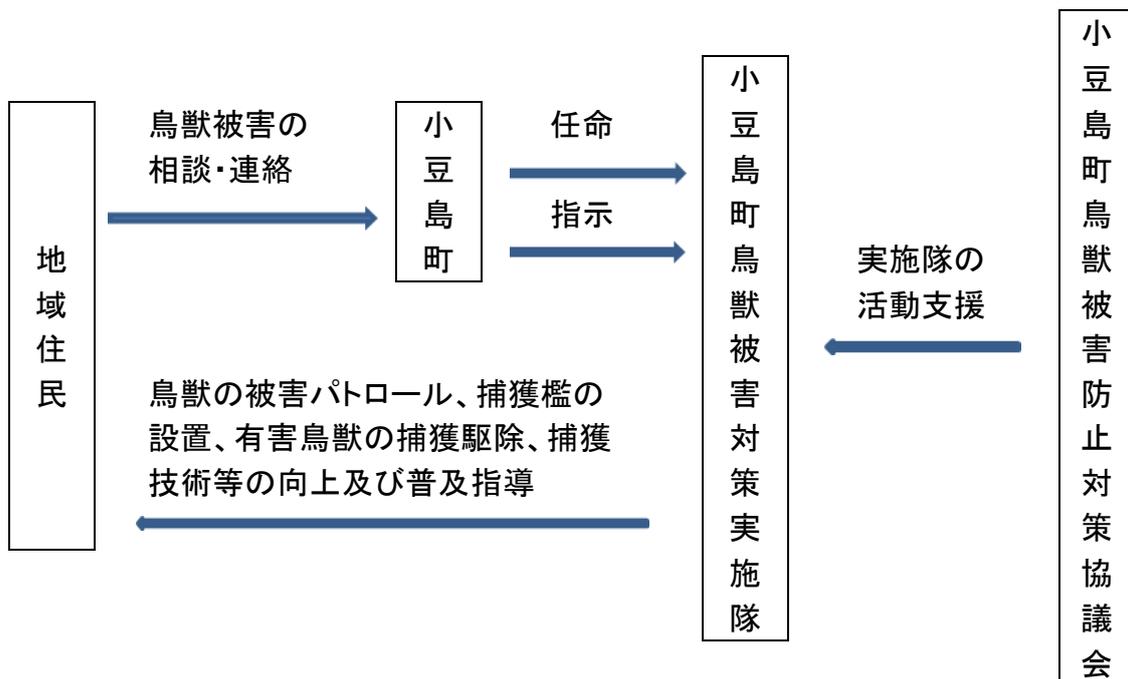
被害防止対策協議会の名称	小豆島町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
香川県農業協同組合小豆地区営農センター	被害調査、被害対策事業推進
小豆島町農業委員会	農作物被害調査、農業者への普及啓発
香川県農業共済組合小豆支所	農作物被害調査、被害対策事業推進
小豆地区猟友会	捕獲の実施
小豆地区猟友会わな部会	捕獲の実施
小豆島町森林組合	被害調査、被害対策事業推進
内海漁業協同組合	漁業被害の調査・カワウ捕獲の協力〈船舶〉
池田漁業協同組合	漁業被害の調査・カワウ捕獲の協力〈船舶〉
農業者代表	農作物被害の情報提供 農業者への普及啓発
日本野鳥の会香川県支部	被害防止対策の普及啓発
香川県小豆総合事務所環境森林課	技術的助言・指導
香川県小豆農業改良普及センター	技術的助言・指導
香川県環境森林部みどり保全課	技術的助言・指導
小豆島町農林水産課	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
香川県環境森林部みどり保全課	鳥獣害防止計画の協議、情報提供並びにその他必要な援助
香川県農政水産部農業経営課	鳥獣害防止計画の協議、情報提供並びにその他必要な援助

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊は、小豆地区猟友会会員113名（銃猟免許所持者33名、わな猟免許所持者110名）で編成し、パトロールや捕獲檻の設置、捕獲駆除を実施する。また、捕獲等の技術向上及び普及指導を行いながら、隊員の育成を図る。



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な施設での焼却、捕獲現場での埋設を徹底する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

関係法令に従って適切に行うよう指導する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし